

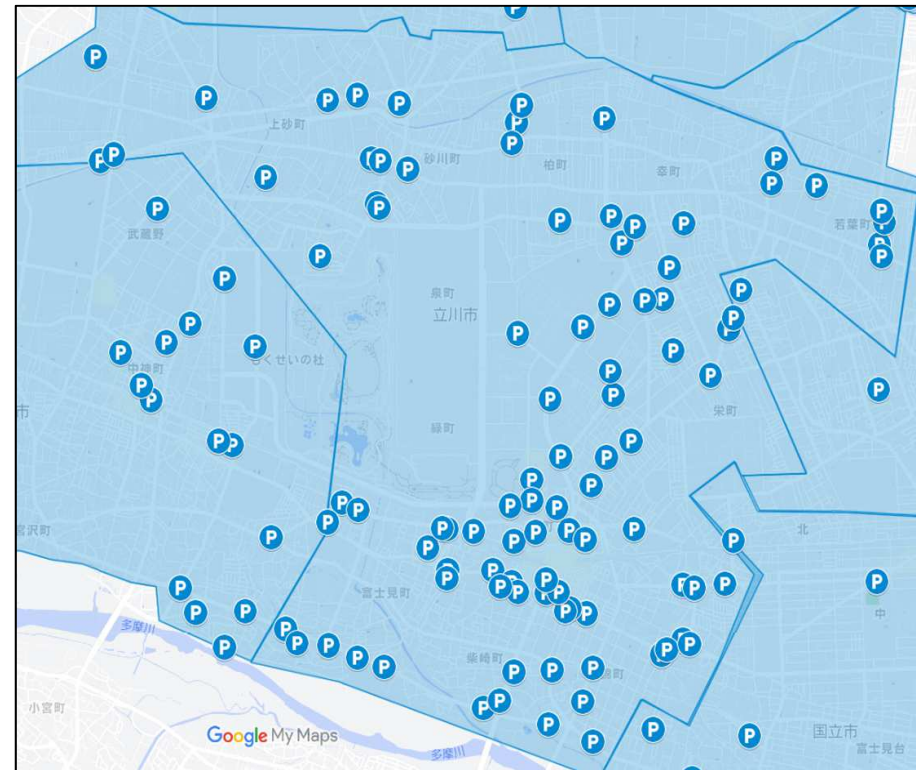
民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について (情報提供)

電動キックボードのポート設置状況

・立川市内での実施事業者
BRJ株式会社(所在地:東京都港区)

・立川市内のポート設置数の推移
令和3年10月30日現在
4か所
↓
令和4年1月31日現在
33か所
↓
令和4年6月30日現在
95か所
(北多摩エリアで180か所)

立川市内ポート配置図(令和4年6月30日現在)



BRJ(株)提供資料

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について (情報提供)

国の動向等

□ 国の動向

・令和4年4月19日

警察庁が通常国会に提出した道路交通法改正案が衆議院で可決され、
2年以内に施行される予定

➤電動キックボードに対する規制が緩和された内容(説明は次頁)

(参考)

立川市の対応

- ・引き続き、国等の動向を注視する
- ・引き続き、実施事業者より状況報告を受けながら、関係機関と連携して対応を図る
- ・「立川MaaS推進協議会」(令和4年6月に立川商工会議所で組織)で電動キックボードとシェアサイクルの双方の実証実験の情報共有を図る

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について (情報提供)

電動キックボードの交通方法等の内容

・現行の道交法、新事業特例制度、改正後の道交法における電動キックボードの交通方法等については、以下のとおり(見込みの内容を含む)。

区分	項目	現行の道交法	新事業特例制度	改正後の道交法(見込み)
法律上の位置づけ	道路交通法上の乗り物の種類	原動機付自転車	小型特殊自動車	特定小型原動機付自転車 ※16歳未満は運転不可
車両整備	走行速度	30km/h (運転者制御)	15km/h (機体制御)	20km/h(機体制御) ※一定の要件に該当する場合は、6km/h以下で歩道可
	ナンバープレート取付	必須	必須	未定
	保安部品の取付 (ミラー、方向指示器、警笛)	必須	必須	未定
	自賠償保険の加入	必須	必須	未定
利用者の義務	走行場所	車道	車道・自転車専用道	車道・自転車専用道 ※一定の要件に該当する場合は、6km/h以下で歩道可
	一方通行の逆走	禁止	可能 ※「自転車を除く」の表示がある道路に限る	可能 ※「自転車を除く」の表示がある道路に限る
	免許証の携帯義務	必須	必須	不要
	ヘルメットの着用	必須	任意	任意